



# 税の申告が始まります

国税務課市民税係 ☎72-2111



令和2年分確定申告と令和3年度市県民税の申告受付を行います。必要な人は忘れずに申告してください。今年度は混雑を抑えるため、受付日数を増やし、来場者が偏らないように、校区ごとに受付日を設定しています。皆様のご協力をお願いします。

## 申告に関するお願い

- 収支内訳書などの添付書類は、提出用、控えともにご記入ください
- 確定申告書の控えに受付印は押印されません
- 所得税の申告は簡易なものに限ります。次の人は、久留米税務署で申告してください。
  - ・ 家や土地を売却した譲渡所得がある人
  - ・ 営業、不動産所得がある、株式などの譲渡・配当所得がある人
  - ・ 青色申告、住宅ローン控除(1年目)がある人、雑損控除がある人
- 3月11日以降の所得税申告は久留米税務署でお願いします

## コロナ対策にご協力ください



- マスク着用と手指消毒をお願いします
- 入口で検温を実施します。37.5度以上の発熱のある人は入場をお断りしますのでご了承ください
- 会場は定期的に換気します

## 【市内の申告相談の日程・会場】

- 確定申告(所得税) ※簡易なもの

期日(土日を除く)	会場	対象地区	時間
2月16日(火)～22日(月)	生涯学習センター	のぞみが丘・三国校区	午前9時 ～午後3時30分 ※開館は 午前8時30分
2月24日(水)～3月1日(月)		大原・東野校区	
3月2日(火)～4日(木)		小郡校区	
3月5日(金)～10日(水)		立石・御原・味坂校区	

- 市県民税申告 ※所得税の確定申告は受付できません

期日 (土日を除く)	会場	対象地区	
		午前9時～11時30分	午後1時～3時30分
1月29日(金)	小郡交流センター	寺福童、今朝丸、開1	東福童、西福童、開2
2月1日(月)	ふれあい館三国	みくに野団地、古賀、美鈴の杜	力武、三沢、あすみ、新島、西島
2月2日(火)		三国が丘1・2、横隈、大保	津古、希みが丘、美鈴が丘
2月3日(水)	緑の里くろつち会館	乙隈、佐野古、松崎、井上、上岩田	花立、今隈、吹上、立石、干潟、下鶴
2月4日(木)	稲穂の里みはら館	古飯、宝城北、二夕	稲吉、下岩田、二森
2月5日(金)	ポピーの里あじさか館	平方、光行、八坂、赤川	上西、宝城南、下西
3月11日(木) ～15日(月)	生涯学習センター	全校区	

## 久留米税務署で申請する人へ「LINEで受付できます」

今年の確定申告は、**1月25日(月)**から受付を開始します。会場では、整理券を配布します。整理券方式とし、会場で当日配布、またはLINE(ライン)で事前発行します。入場の際は、整理券またはLINE画面の提示をお願いします。

**設置期間** 1月25日(月)～3月31日(水)(土日祝日を除く)

**受付時間** 午前9時～午後4時

**会場** 久留米税務署 ☎32-4461(自動音声でご案内します)

## 入場整理券発行方法

右のQRコードを読み取り、国税庁をLINE(ライン)の友だちに追加して、「相談を申し込む」から申込み



# 申告のときに必要なもの

- 印鑑
- 令和2年中の所得が証明できるもの
  - 【給与所得者・年金受給者】  
源泉徴収票、給与明細書、雇用主による給与支払明細書など
  - 【その他の所得者】  
収支計算書、現金出納帳、売掛帳など
- 本人確認書類
  - 【マイナンバーカードを持っている人】  
マイナンバーカードのみ
  - 【マイナンバーカードを持っていない人】  
次の①②から1つずつ持参
    - ①マイナンバー確認書類  
通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど
    - ②本人確認書類  
運転免許証、パスポート、健康保険証など

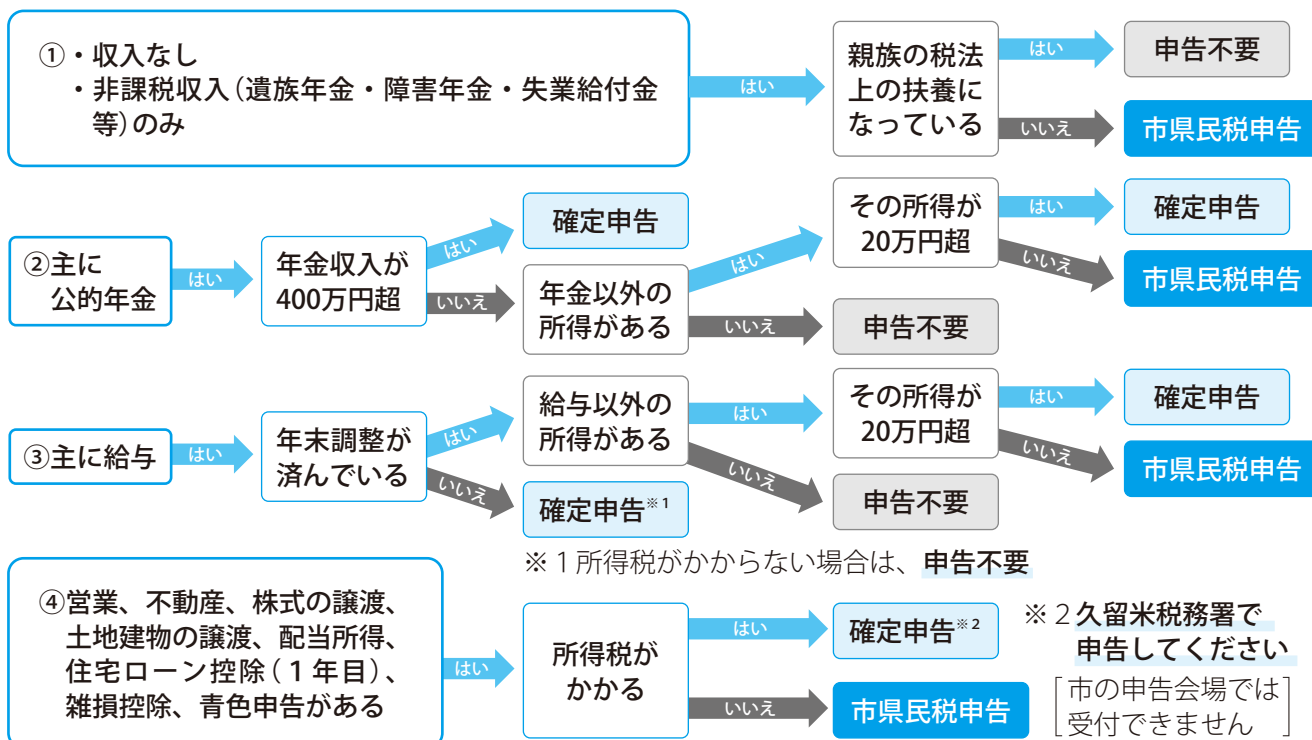
- 【所得税の還付を受ける場合】  
金融機関の口座情報(申告者名義)
- 【生命保険料・地震保険料控除を受ける場合】  
支払額証明書
- 医療費控除  
※事前に合計金額を計算してお越しく下さい  
(1)【医療費控除を受ける場合】  
医療費控除の明細書、医療保険者などの医療費通知書(医療費のお知らせなど)  
(2)【セルフメディケーション税制を受ける場合】  
セルフメディケーション税制の明細書、健康の保持増進や疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類(健診の領収書や受診証明など)
- 【社会保険料控除を受ける場合】  
国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納付証明書、国民年金保険料の領収証など
- 【寄附金控除を受ける場合】  
寄附金受領書、領収書や証明書

混雑している申告会場に行かない方法もあります

- 1 申告時期をずらす 医療費控除などで還付を受ける申告は、申告期間外でもOK! 4月以降に税務署に行くか、来年まとめて申告することもできます。
- 2 電子申告をする スマートフォンやパソコンを使って申告する方法です。
- 3 郵送で送る

## 申告は必要ですか(当てはまらない人はお問い合わせください)

→ はい → いいえ



- ⑤ 所得税の還付を受けるためには、上の表に関わらず確定申告が必要です
- ⑥ 市県民税のみかかる人で、控除分(社会保険料、生命保険料、医療費、扶養など)を申告したい場合は、市県民税申告が必要です